

## 熊本県地下水保全条例の一部が改正されました

熊本県の地域共有の貴重な資源である、地下水の水質・水量の問題発生を未然に防止するため、事業者、県民、行政が協力し、地下水を守ることが必要です。

### 改正点

- 地下水を「公共水」として位置付けます。
  - 対象化学物質の使用の抑制等を努力義務とします。
  - 水質事故時の公表について規定します。
  - 対象事業場等の施設の定期点検・整備を努力義務とします。
  - 硝酸性窒素等汚染対策の推進を規定します。
  - 一定規模以上の地下水採取に対し許可制を導入します。
- (重点地域(熊本地域を想定)：揚水機本体の吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>(直径約5cm)超、重点地域以外の地域：同125cm<sup>2</sup>(直径約12.6cm)超)
- 重点地域内で吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>を超える自噴井戸による地下水採取に対し届出制を導入します。
  - 地下水採取の届出期限を現行の地下水採取の7日前から30日前に見直します。
  - 許可対象者に節水・水利用合理化の取組みを求めるなど地下水の合理的な使用に関する対策を規定します。
  - 許可対象者に地下水採取量に応じた涵養対策を求めるなど地下水の涵養に関する対策を規定します。
  - 地下水採取の許可制導入等に伴い罰則を追加します。

- (1)～(5)の項目は平成24年4月1日から施行されています。
- (6)～(11)の項目は、平成24年10月1日からの施行が予定されています。条例改正に伴う具体的な手続きについては、今後、説明会が開催される予定です。

問い合わせ先：  
**熊本県環境生活部環境局**  
**TEL:096-333-2272(直通)**  
**FAX:096-383-0314**  
**HP: http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/48/chikasuijoureikaisei.html**

## 平成24年度 国家公務員採用試験(院卒者・大卒程度試験)日程

- 総合職試験(院卒者・大卒程度試験)  
 【受付期間】・インターネット 4月2日(月)～9日(月)  
 ・郵送または持参 4月2日(月)・3日(火)
  - 【第1次試験】4月29日(日)
  - 一般職試験(大卒程度試験)  
 【受付期間】・インターネット 4月10日(火)～19日(木)  
 ・郵送または持参 4月10日(火)・11日(水)
  - 【第1次試験】6月17日(日)
  - 皇宮護衛官●法務省専門職員●財務専門官  
 ●食品衛生監視員●労働基準監督官●航空管制官  
 【受付期間】・インターネット 4月2日(月)～12日(木)  
 ・郵送または持参 4月2日(月)・3日(火)
  - 【第1次試験】6月10日(日)
- ※受験資格は試験ごとに異なります。インターネットで確認するか、お問い合わせください。  
 ※受験申込を希望される方は、インターネットでの申込をお願いしています。  
 環境が整っていない方は、お問い合わせください。
- 問い合わせ先  
 人事院九州事務局 第二課試験係  
 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1  
 電話092-431-7733  
 FAX092-475-0565  
 HP「国家公務員試験採用情報ナビ」<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

## 国税専門官採用試験 受験者募集

- 受験資格
    - 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方
    - 平成3年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
      - ① 大学を卒業した方及び平成25年3月までに大学を卒業する見込の方
      - ② 人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方
  - 試験の程度  
 大学卒業程度
  - 申込方法及び申込受付期間
    - (1) インターネットによる申込み(原則)  
 人事院ホームページ上の申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) をご利用ください。  
 申込受付期間は、4月2日(月)から12日(木)まで(受信有効)
    - (2) 郵送又は持参による申込み(※インターネットによる申込みができない場合に限る)  
 申込用紙は、熊本国税局及び熊本東税務署に備え付けています。  
 申込受付期間は、4月2日(月)から4月3日(火)までの通信日付印有効。
  - 第一次試験日  
 6月10日(日)
  - 受験申込先  
 全国の各国税局及び沖縄国税事務所  
 希望する第一次試験地により申込先が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。
- 問い合わせ先  
 ①人事院九州事務局(電話092-431-7733)  
 ②熊本国税局人事第二課試験研修係(電話096-354-6171)  
 ③熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

## 森林の所有者届出制度が4月からスタートします

森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

### ■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

### ■届出期間

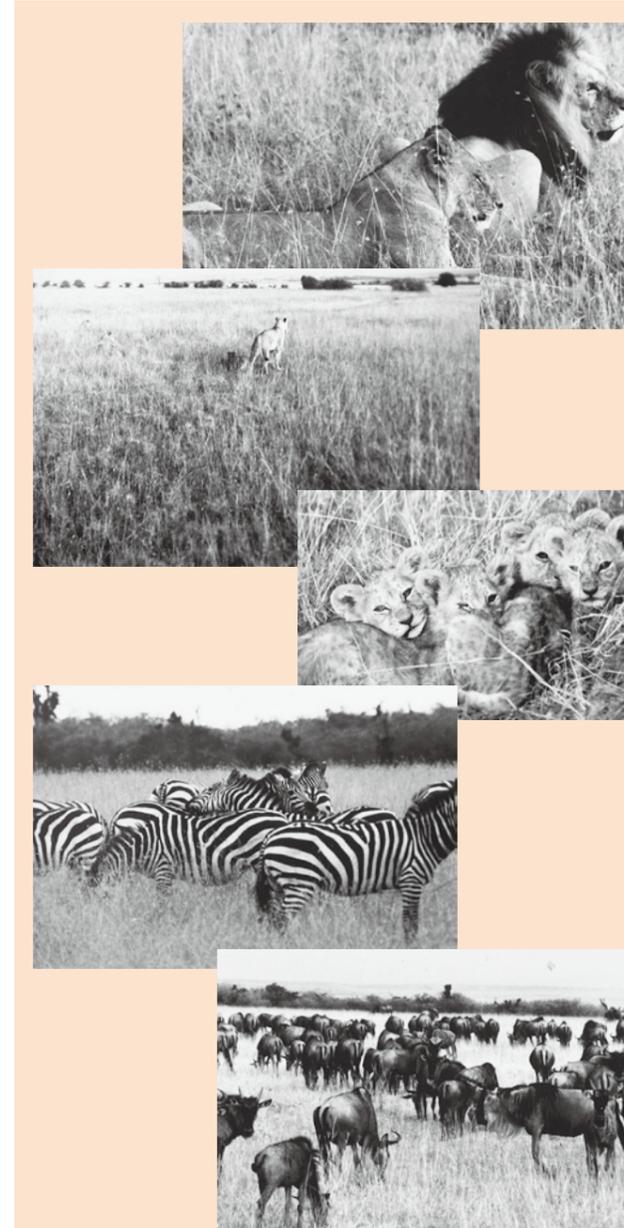
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

### ■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは所有者となった土地がある市町村役場林務担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場 農林振興課 林政係(72-1136)



【マサイ・マラ動物保護区】

## 自然のなかで豊かに育つ子どもたち その⑦

矢部郷自然観察会 代表 藤吉 勇治

4回に亘って「母なる大地・アフリカを訪ねて」を連載しています。平成3年にアフリカのケニアを自然探訪したときに執筆したものです。

【母なる大地・アフリカを訪ねて(3)】  
 このようにしてアフリカでの自然探訪の旅が始まった。アンボセリ国立公園、マサイ・マラ動物保護区、ナクル湖国立公園、ケニア山国立公園を訪れた。移動距離は3500kmを越えた。マサイ・マラでは四泊、ナクル湖では一泊キャンプをした。アフリカの大地にテントを張り寝泊まりするのだ。夜、焚き火を囲んで、遠くにライオンなどの野生動物の声を聞きながら、時間を忘れてアフリカでの感動を語り合った。毎日が驚きの連続で話題が尽きない。特にマサイ・マラでは獲物に忍び寄るライオンの姿が印象的だった。早朝サファリに出かけた時のこ

とだった。車でしばらく走ると、ある一点を見ているシマウマの群れがいた。ヌーたちも何か落ち着きがない。「もしかすると」と、シマウマの見つめる先を双眼鏡で見た。「ライオンだ。数頭いる。」私たちが車でライオンたちの方へ近寄り始めた時、一頭のメスライオンが私たちの車の前を横切つてシマウマの群れの後ろに回り込んだ。「狩りだ。始まるぞ。」私たちが緊張した。シマウマの群れは危険を感じたのか移動を始めた。そしてヌーの群れもそれに続いた。「どうやら狩りは失敗らしい。」私たちはさらに車を進めた。(次号に続く)

## YOU&YOU通信

### ☆2月交流会紹介☆

2月の交流会は26日(日)に、上天草市へ日帰り交流会を実施、男女合わせて10人の参加がありました。これまでの交流会後に行った参加者へのアンケートで、「参加者同士の会話の時間がもっとほしかった。」という積極的な意見が多く寄せられていました。そこで今回は、会場へ着いてから昼食を挟む全ての時間を、フリータイムにするという試みを行いました。すると、参加者同士の会話がいつも以上に弾み、笑い声が最後まで聞こえました。たくさん楽しそうなお話が、お互いの心の距離を、さらに縮めてくれたように感じた交流会がでした。

山都町だけでなく全国の市町村で、少子化や後継者不足の問題があり、その対策の一環として婚活事業が進められています。そんな中、「山都町のYOU&YOUに参加してよかった。」という参加女性の声は、とてもうれしく感じます。状況は厳しさを増していますが、女性の気持ちに寄り添い、何が求められているのか、男性参加者と事務局とが同じ想いで考えながら進めていく必要があると改めて感じています。

YOU&YOUでは引き続き、町内在住の男性、そして町内・町外の女性の皆さんの参加をお待ちしています。幸せへのトビラをYOU&YOUで開きましょう。

●お問い合わせ先  
 山都町役場 浜町事務所 総務課(成瀬・吉田)  
 【専用電話】  
 090-9555-0500  
 【専用アドレス】  
 marriage.support@town.kumamoto-yamatoto.jp  
 【専用アドレス携帯】  
 you\_and\_you@docomo.ne.jp